

# 精神障がい者の権利について考える

～ 北海道における虐待事案を通じて ～

講師：船山 暁子 様

昨年度、北海道精神保健福祉士協会(以下、当協会)では、東京の滝山病院で起きた虐待事件の被害者支援にご尽力されている、高幡門前法律事務所 弁護士 相原啓介 様に講師を務めていただき、特別研修会を開催いたしました。改めて、精神保健福祉士が権利擁護のためになすべきことはなにかについて考える機会となりました。

当協会としては、近年の虐待事件の発生頻度の多さに加え、2024年4月に施行された精神保健福祉法改正に伴う、精神科病院における虐待通報の義務化といった動きを踏まえ、継続して会員個々が精神障がい者が権利侵害にさらされているという現実に関心を持っていただきたいと思います。我々、精神保健福祉士は、自身が権利侵害を行わないことはもちろんですが、職場等で権利侵害に遭遇した時に、適切に対応できる専門職でなければなりません。そのために何が必要か。私たち自身の中にあるべき「権利擁護に立脚した価値観」を問い直し続けると同時に、実効性のある対策を考えていく必要があると考えています。

この度、「特別研修会 第2弾」を企画いたしました。今回の研修では、恵庭市内の牧場で起きた障がい者虐待事件を巡る訴訟にご尽力されている、ルピナス法律事務所(札幌市) 船山 暁子 様を講師にお招きし、改めて、精神保健福祉士が権利擁護のためになすべきことはなにか、皆さんと一緒に考える機会といたします。

ぜひ、多くの皆様にご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

## 記

日 程	2025年2月23日(日) 13:00～16:30 (受付開始12:30)
受講方法	会場での受講
会 場	日本医療大学 月寒本キャンパス 2階 1226教室
内 容	開催要項参照
講 師	ルピナス法律事務所 船山 暁子 様
参加費	会員・学生・当事者：1,000円、非会員：2,500円

【問い合わせ先】一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会  
担当：事務局長 竹内 亮平  
TEL：011-215-0815 (事務局) FAX：011-215-0816 (事務局)  
E-mail：[takeuchi@sanai-hospital.or.jp](mailto:takeuchi@sanai-hospital.or.jp)